

第1号様式（第4条関係）

埋立てに用いる土砂の搬入計画書

供給 事業者名	搬 入 計 画					
	採取場所	予定量 m ³	最大日量 m ³	搬入期間	搬入時間	搬入土砂 の区分
				～	～	
				～	～	
				～	～	
				～	～	
				～	～	
				～	～	
				～	～	
合 計						

備考 搬入土砂区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1の区分を掲載してください。

第2号様式（第4条関係）

埋立てに用いる土砂の取得先が発行する土砂供給元証明書

年 月 日

日進市長 あて

土砂の供給者 住 所

氏 名

印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

手続条例第16条第1項の規定による事業協定を締結しようとする埋立てに用いる土砂は、次の工事施工場所から供給するものであること及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物ではないことを証明します。

記

工 事 名	
工事施工場所	
工事発注者	
工事施工期間	年 月 日～ 年 月 日
工事に係る土砂の供給可能量	m ³ （うち処分契約量 m ³ ）
今回の証明に係る土砂の供給量	m ³
供給土砂の区分	
供給土砂の運搬契約者	住所 氏名 <small>（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）</small>
供給土砂の最終処分事業者	住所 氏名 <small>（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）</small>

備考 搬入土砂区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1の区分を掲載してください。

第3号様式 (第4条関係)

埋立てに用いる土砂の取得から処分までの経過を示した図

【元請 (土砂供給元)】
(住所)

(氏名) 印

(電話番号)

《土砂供給場所》

《土砂供給量》

t

《当該土地所有者》

(住所)

(氏名)



【下請・孫請等】
(住所)

(氏名) 印

(電話番号)

《工事発注者》

(住所)

(氏名)

(電話番号)

《工事名》



(住所)

(氏名) 印

(電話番号)

《土砂供給期間》

年 月 日 ~ 年 月 日

《搬入・搬出経路図》



【事業主】
(住所)

(氏名) 印

(電話番号)

第4号様式（第4条及び第6条関係）

土壌の調査（水質検査）試料採取報告書

年 月 日

日進市長 あて

報告者 住 所

氏 名 印

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

日進市土砂の採取及び埋立てに関する条例施行規則 第4条第1項第4号 第6条第1項 第6条第2項 に規定

する土壌の調査（水質検査）の試料を下記のとおり採取したので報告します。

記

検体番号	
採取者	
採取年月日	年 月 日
採取場所	
採取日の天候	
採取深度	

- 備考
- ・検体番号の欄には、この報告書に係る地質分析結果証明書又は水質分析結果証明書に記載された検体番号を記載してください。
 - ・採取深度の欄は、水質検査の場合、記入不要とする。

添付資料

土砂又は排水を採取した位置を示す図面、現場写真

第5号様式（第4条及び第6条関係）

地質分析結果証明書

年 月 日

様

分析機関名
代表者 印
所在地
電話番号
環境計量士 氏名 印

年 月 日に依頼のあった検体について、土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）付表に定める方法により検体を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。

(検体番号)

項目	単位	測定値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/L		0.01	日本工業規格 K0102 55
全シアン	mg/L		不検出	日本工業規格 K0102 38 (38.1.1の方法を除く。)
有機りん	mg/L		不検出	昭和49環告第64号付表1、日本工業規格 K0102 31.1のガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあつては、昭和49環告第64号付表2）
鉛	mg/L		0.01	日本工業規格 K0102 54
六価クロム	mg/L		0.05	日本工業規格 K0102 65.2
ひ素	mg/L		0.01	日本工業規格 K0102 61
総水銀	mg/L		0.0005	昭和46環告第59号付表1
アルキル水銀	mg/L		不検出	昭和46環告第59号付表2、昭和49環告第64号付表3
PCB	mg/L		不検出	昭和46環告第59号付表3
ジクロロメタン	mg/L		0.02	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
四塩化炭素	mg/L		0.002	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
1,2-ジクロロエタン	mg/L		0.004	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/L		0.02	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L		0.04	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L		1	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L		0.006	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
トリクロロエチレン	mg/L		0.03	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
テトラクロロエチレン	mg/L		0.01	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
1,3-ジクロロプロペン	mg/L		0.002	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1

チウラム		mg/L		0.006	昭和 46 環告第 59 号付表 4
シマジン		mg/L		0.003	昭和 46 環告第 59 号付表 5 第 1、第 2
チオベンカルブ		mg/L		0.02	昭和 46 環告第 59 号付表 5 第 1、第 2
ベンゼン		mg/L		0.01	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
セレン		mg/L		0.01	日本工業規格 K0102 67.2、67.3、67.4
ふっ素		mg/L		0.8	日本工業規格 K0102 34.1、昭和 46 環告第 59 号付表 6
ほう素		mg/L		1	日本工業規格 K0102 47.1、47.3、47.4
農用地 (田に限る。)	ひ素	mg/L mg/kg		0.01 15	日本工業規格 K0102 61 農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係るひ素の量の検定の方法を定める省令 (昭和 50 年総理府令第 31 号) 第 1 条第 3 項及び第 2 条
	銅	mg/kg		125	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令 (昭和 47 年総理府令第 66 号) 第 1 条第 3 項及び第 2 条
検体の性状		形状		色	におい
備 考					

- 備考 1 「昭和 46 環告第 59 号」とは、水質汚濁に係る環境基準 (昭和 46 年環境庁告示第 59 号) をいう。
- 2 「昭和 49 環告第 64 号」とは、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法 (昭和 49 年環境庁告示第 64 号) をいう。

第6号様式（第4条関係）

土砂売渡・譲渡証明書

年 月 日

様

土砂売渡・譲渡者 住 所

氏 名 印

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

あなたが日進市土砂の採取及び埋立てに関する条例に基づく事業区域に搬入する土砂については、現在、採石法第33条又は砂利採取法第16条の許可を受けている下記の採取場から採取されたものであることを証明します。

記

認可採取場の位置	
採取計画の認可番号	
認可期間	年 月 日～ 年 月 日
認可採取量	m ³
事業区域の所在地	
売渡又は譲渡の土量	m ³
売渡又は譲渡の期間	年 月 日～ 年 月 日

第7号様式 (第6条関係)

水質分析結果証明書

年 月 日

様

分析機関名

代表者

印

所在地

電話番号

環境計量士 氏名

印

年 月 日に依頼のあった検体について、水質汚濁に係る環境基準について (昭和46年環境庁告示第59号) 付表に定める方法により検体を作成し、計量した結果を次のとおり証明します。

(検体番号)

項目	単位	測定値	基準値	測定方法
カドミウム	mg/L		0.01	日本工業規格 K0102 55
全シアン	mg/L		不検出	日本工業規格 K0102 38.1.2、38.2、38.1.2、38.3
鉛	mg/L		0.01	日本工業規格 K0102 54
六価クロム	mg/L		0.05	日本工業規格 K0102 65.2
ひ素	mg/L		0.01	日本工業規格 K0102 61.2、61.3、61.4
総水銀	mg/L		0.0005	昭和46環告第59号付表1
アルキル水銀	mg/L		不検出	昭和46環告第59号付表2
PCB	mg/L		不検出	昭和46環告第59号付表3
ジクロロメタン	mg/L		0.02	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
四塩化炭素	mg/L		0.002	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
1,2-ジクロロエタン	mg/L		0.004	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/L		0.02	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L		0.04	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L		1	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L		0.006	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
トリクロロエチレン	mg/L		0.03	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
テトラクロロエチレン	mg/L		0.01	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5
1,3-ジクロロプロペン	mg/L		0.002	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.1
チウラム	mg/L		0.006	昭和46環告第59号付表4
シマジン	mg/L		0.003	昭和46環告第59号付表5第1、第2

チオベンカルブ	mg/L		0.02	昭和 46 環告第 59 号付表 5 第 1、第 2
ベンゼン	mg/L		0.01	日本工業規格 K0125 5.1、5.2、5.3.2
セレン	mg/L		0.01	日本工業規格 K0102 67.2、67.3、67.4
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L		10	硝酸性窒素にあつては日本工業規格 K0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5、亜硝酸性窒素にあつては日本工業規格 K0102 43.1
ふっ素	mg/L		0.8	日本工業規格 K0102 34.1、昭和 46 環告第 59 号付表 6
ほう素	mg/L		1	日本工業規格 K0102 47.1、47.3、47.4
備考	計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせた場合の当該工程を実施した事業者の氏名又は住所及び事業者の所在地：			